

# 第32回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

## 委員出欠表

第32回定例会

令和4年11月30日

開会 14時00分 閉会 15時30分

出席委員

(14名)

会長 依田 繁二	15 関 敏夫
2 深井 佳人	16 小宮山 信幸
3 武井 誠	17 小野澤 文利
5 関 一夫	18 笹平 民男
6 小林 澄男	推進 射手 誠司
7 小山 孝幸	推進 佐藤 邦利
8 青木 茂良	

※新型コロナウイルス感染症対策により、人数を制限したことによる欠席者 10 成山 喜枝 12 宮下 通 13 大塚 賢  
推進 杉田 修司 推進 荻原 清一

欠席委員

1 荻原 勝夫 11 柳澤 峰晴 14 齊藤 敏彦 推進 関 泰秀

議事録署名委員

17 小野澤文利委員 18 笹平民男委員

出席職員

(7名)

農業委員会事務局  
事務局長 小林 幸司  
事務局次長 小宮山 真二  
事務局 小林 誠司  
事務局 佐藤 一弥  
事務局 小野澤 正輝  
事務局 黒澤 しほ  
事務局 伊藤 世志子

議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第4号 農用地利用集積計画について

## 第6回農業経営改善計画認定意見聴取について

※ 会場 勤労者会館 2階講堂

事務局

こんにちは。令和4年度第32回定例総会を開催します。新型コロナウイルス感染症により、人数を絞っての開催とさせていただきます。会長、挨拶をお願いします。

会長

皆さんこんにちは、今年も残り1ヶ月となり本格的な冬に入ります。体調管理には十分気おつけていただきたいと思います。11月16日に松本市で長野県農業委員会大会が開催されました。参加いただきました皆様ご苦労様でした。参加が8人で残念でした。大会の内容ですが、高齢化による耕作放棄地がますます増える予想の中で、国は関連施策を見直し、人・農地プランの担い手への農地集積を取り組み、地域計画と名称を変更し維持発展を目指す方針が出されました。担い手農家の意向に沿った農地集約等による維持推進をすることが重要なことかと思えます。

議長（会長）

それでは議事に入ります。本日の議事録署名委員は17番小野澤文利委員と18番笹平民男委員をお願いします。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。  
番号1、〇〇、図面は1ページをご覧ください。〇〇にある農地です。譲渡人は〇〇の方、譲受人は〇〇の方です。申請地は現在、耕作が行われていない状態で今後の管理も難しいことから譲り渡すものです。譲受人は申請地に隣接する圃場で耕作を行っており、取得後は柿や栗を栽培する予定です。隣接する圃場もこれまで適切に管理されていることから問題ないと判断しました。

番号2、〇〇と〇〇、図面は2ページをご覧ください。〇〇にある農地です。譲渡人、譲受人ともに〇〇の方です。譲受人は羊の飼育をしており申請地については採草地とする予定です。譲受人の自宅南側に隣接しており問題ないと判断しました。

番号3、〇〇、図面は3ページをご覧ください。〇〇にある農地です。譲渡人は〇〇の方、譲受人は〇〇の方です。譲受人は申請地に隣接する飲食店を営んでいる方です。現在の経営面積は0平方メートルとなっております。

りますが、今月の利用権設定と併せて3,000平方メートルを超えます。申請地では野菜や果樹を栽培し収穫した野菜等を自身の飲食店で提供する予定です。また利用権設定地は馬鈴薯を栽培する予定です。農業を始めるのにあたり管理機を1台導入し、申請者夫妻が耕作を行います。新たに農業を始めるといことですが、利用権設定地の所有者でもある農業者から農機具の借用と指導を受ける予定とのことです。申請地は譲受人の自宅兼店舗の南側に隣接しており問題ないと判断しました。

議長（会長）        ありがとうございます。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして笹平委員より説明をお願いします。

笹平委員            説明します。場所は資料1ページを見てください。〇〇の農地です。譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。〇〇さんの農地と繋がっています。木が生い茂って荒れていますが、〇〇さんに譲ってほしいとお願いしたそうです。荒れている農地が活用されるということで、とても良いことだと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議長（会長）        ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）        全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号2の案件につきまして、小林委員より説明をお願いします。

小林委員            よろしくをお願いします。場所は〇〇にある農地です。譲渡人は〇〇さん、〇〇さんです。譲受人は〇〇さんです。〇〇さんは〇〇の方で、大学では畜産の勉強をしたそうです。羊の飼育をしていて、採草地として利用したいということです。ブロッコリーを栽培していて東部地区で1番の生産量かと思っています。ご審議よろしくをお願いします。

議長（会長）        ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。私が質問させていただきます。ブロッコリーはどの位やっていますか。

小林委員 農地は全て借りていて〇〇ヘクタールぐらいは耕作しています。

議長（会長） 水田でしたらかなり大きいですね。みなさん質問ございませんか、ないようですので採決に入りたいと思います。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号3の案件につきまして、小宮山委員より説明をお願いします。

小宮山委員 場所は〇〇に位置する農地です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。〇〇さんは昨年5条申請で店舗兼住宅ということで、〇〇から移住してきました。その時の分筆で残った農地を購入して、野菜はトマト、キュウリ等、果樹はナシを栽培したいということです。店でも使いたいそうです。利用権設定ですが、面積の関係で、前面道路の300メートル東側にある農地と合わせて、利用権設定で耕作するという事になっています。以上です。

議長（会長） ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について説明します。番号1、〇〇、〇〇にある農地です。物置・駐車場敷地の申請です。追認案件です。申請者は〇〇の方で、現在申請地の隣接地に住んでいますが、農地として取得した後、造園業を開業した際に物置と駐車場として利用しており、〇〇の転用申請の際に転用がされていない事が判明したため、顛末書を付して申請になりました。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

議長（会長） ありがとうございます。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして小野澤委員より説明をお願いします。

小野澤委員 説明させていただきます。申請地は、資料の4ページ、5ページをご覧ください。○○で○○の農地です。申請者は○○さんです。親子で造園業を営んでいます。高所作業車、トラック、資材置場の申請ですが既に使用していました。転用されていないことを知らず活用していて、顛末書を付しての申請となりました。ご審議よろしく申し上げます。

議長（会長） ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、説明します。計画変更1、番号1と関連があるため一括説明します。○○にある農地です。計画変更申請で家庭菜園敷地の申請です。譲受人は○○の方、譲渡人は○○の不動産取引業者です。当初は、令和○年○月に宅地分譲敷地として許可を受けたのですが、分譲地の一部を譲受人が家庭菜園敷地として譲り受けたいと申し出て、譲渡人は譲受人の申し出に応じたものです。申請者は、申請地の隣接地に住んでおり、申請地ではキュウリとトマトを栽培する予定とのことです。第1種低層住居専用地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

番号2、○○外1筆、賃借権設定、資料は9ページ、10ページ、11ページをご覧ください。○○にある農地です。駐車場・事務所敷地の申請です。譲受人は○○の運送業を行っている業者で、譲渡人は○○の方です。譲受人は、事業拡大に伴い駐車場が不足するため、申請地を譲り受け申請地にて大型車10台分の駐車場と事務所1棟を計画するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。また、雨水については地下浸透とする計画です。なお、申請地は令和4年8月に農振除外済です。第1種農地ですが、特別な立地条件を必要とする国道、県道の沿道区域の流通業務施設のため、転用はやむを得ないと判断しました。

計画変更2、番号3と関連があるため一括説明します。○○外1筆、所有権移転、資料は12ページ、13ページをご覧ください。○○にある農

地です。計画変更申請で住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方で、譲渡人は〇〇と〇〇の方です。当初は、昭和〇年〇月に住宅敷地として許可を受けたのですが、体調不良により長女の居る〇〇へ転居したことから転用事業は行っていませんでした。譲受人は申請地を継承して、隣接地と合わせて住宅敷地として利用を計画するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。第1種住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

番号4、〇〇、使用貸借権設定、資料は14ページ、15ページをご覧ください。〇〇にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方です。譲渡人は〇〇の方で親子です。譲受人は現在、〇〇に住んでいますが、手狭なため、申請地を譲り受け住宅を建設するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。準工業地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

番号5、〇〇、所有権移転、資料は16ページ、17ページをご覧ください。〇〇にある農地です。工場敷地の申請です。追認案件です。譲受人は〇〇の木材加工販売業者です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は現在申請地の隣接地で営業していますが、今回定期借地契約の更新に伴い、転用がされていない事が判明したため、顛末書を付して申請になりました。第2種農地で、代替性がないということで、転用はやむを得ないと判断しました。

番号6、〇〇、所有権移転、資料は4ページ、18ページをご覧ください。〇〇にある農地です。通路敷地の申請です。追認案件です。譲受人、譲渡人共に〇〇の方です。譲受人は現在、申請地の隣接地に住んでいますが、進入路が手狭である事等から土地所有者から譲り受け、転用せずに使用していました。今回、譲渡人から名義変更がされていない旨の指摘を受け、顛末書を付して申請になりました。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号7、〇〇、所有権移転、資料は19ページ、20ページをご覧ください。〇〇にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は現在、〇〇に住んでいますが、東御市在住の叔父の農業後継者となるため、〇〇の自宅を処分し移住し、申請地を譲り受け住宅を建設するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。また、申請地では自宅と合わせて、父と妹の共有名義住宅の2棟を建設する予定です。なお、申請地は令和4年8月に農振除外済です。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

7番案件ですが担当農業委員の関泰秀委員が欠席ですが、文書をいただいておりますので代読させていただきます。担当の第3号議案、7番の案件につきまして、現地確認含めましてご報告いたします。住宅用敷地の案件です。くるみ街道沿いの畑で、東西に道路、南に住宅、北に倉庫が立つ、農振除外済みの集落に接続する土地です。以前は近所の方がハンダマを植えて耕作していましたが、それ以降は休耕地となっていて、年に1回草刈が行われております。近年はブタクサが繁茂して花粉症の原因にもなっております。地主は相続で取得した〇〇さんで、この土地に戻って耕作される可能性はほぼなく、譲受人の〇〇さんは、親族が東御市で農業を営んでいて家族で移住して就農するため、住宅が必要となり今回の話がまとまりました。近隣農家及び隣接地住民への説明と同意は得られています。また、上下水道に接続となります。特段問題のない案件かと存じますが、ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長（会長）            ありがとうございます。それでは担当委員の説明に入ります。計画変更1、番号1の案件につきまして射手委員より説明をお願いします。

射手委員                よろしく申し上げます。計画変更1、番号1ですが、当初は宅地分譲敷地ということで転用申請があった場所になります。場所は〇〇にある農地になります。資料は6ページ、7ページ、8ページを参照してください。譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。譲受人は分譲地の造成中に、自分の所有する畑と地続きとなる申請地を、畑として使用したい意向があり、譲渡人に相談したところ、譲っていただけることになったそうです。この場所は第3種農地ということもあり、有効活用ができるということからも、特段問題はないと考えられますが、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（会長）            ありがとうございます。それでは質疑に入ります。計画変更1、番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。計画変更1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）            全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。



(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号2の案件につきまして射手委員より説明をお願いします。

射手委員 それではよろしく申し上げます。この場所は〇〇にある農地になります。資料ですが、9ページ、10ページ、11ページを参照してください。譲受人は、〇〇さん。譲渡人は〇〇さんです。賃借権の設定となります。譲受人は、事業拡大により、駐車場が不足しているため、申請地を借り受けたいと申入れ、承諾を得たものです。第1種農地となりますが、本年8月に農振除外申請が受理されています。雨水については基本的に地下浸透となりますが、南側に隣接する農地があり、そこへの流出、雨水の流出については、必要に応じて排水設備を整備するということです。南側に隣接する農地は、休耕中の農地となっていました。あと申請地には4トントラック10台の駐車場と事務所を新設するということです。隣接農地の地権者への説明も実施されており、特段問題はないと考えられますが、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長(会長) ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。計画変更2、番号3の案件につきまして、関敏夫委員より説明をお願いします。

関敏夫委員 説明します。場所は〇〇に面した土地です。当時の譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん、〇〇さんです。譲受人が体調不良で住宅を新築することができませんでした。5条申請として譲渡人は〇〇さん〇〇さんで、譲受人は〇〇さんです。〇〇のアパートに住んでいます。東御市に引っ越し、住宅を建てたいということです。両側に農地がありますが家庭菜園程度の農地で説明は済んでいるとのこと。特に問題はないかと思えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長(会長) ありがとうございます。それでは質疑に入ります。計画変更2、番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願い

します。特にないようですので裁決に入ります。計画変更2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号4の案件につきまして関敏夫委員より説明をお願いします。

関敏夫委員 続けて説明します。場所は〇〇のところですか。譲渡人、譲受人は親子です。現在、譲受人は、〇〇に住んでいます。手狭になったので親の土地を借りて、住宅を建てたいという申請です。周りには農地はなく住宅が多い場所です。特段問題はないと思いますが、ご審議よろしくをお願いします。

議長(会長) ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号5の案件につきまして小野澤委員より説明をお願いします。

小野澤委員 申請地につきましては、お手元の資料16ページ、17ページをご覧ください。ただければと思います。〇〇に接する場所です。すぐ下には〇〇があります。譲渡人は、〇〇さん、譲受人は〇〇です。工場敷地の一部として既に利用していました。今回の更新で発覚したということで、顛末書を付しての申請ということです。資料の17ページを見ていただきまして近隣農地の〇〇さん、〇〇さんに説明し承諾を得たそうです。特段問題はないかと考えられますが、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長(会長) ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号5の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号6の案件につきまして小野澤委員より説明をお願いします。

小野澤委員 引き続き説明させていただきます。資料は4ページ、18ページをご覧ください。先ほどの4条申請のすぐ近くの場所で、〇〇です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。〇〇さんは申請地のすぐそばに住んでいますが、進入路が狭いため〇〇さんに譲ってもらい使用していましたが、農地転用をしないままでした。顛末書を付しての申請となりました。隣接者には承諾いただいているそうです。特段問題はないかと思われませんが、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長(会長) ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号6の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号6の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号7の案件につきましては先ほど事務局より関泰秀委員の代読がありましたので質疑に入ります。番号7の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号7の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして第4号議案、農地利用集積計画11月分について佐藤委員が対象となりますので、一時退席となります。事務局より説明をお願いします。

(佐藤委員退席)

事務局 第4号議案、農用地利用集積計画11月分について説明します。資料の5ページから6ページが通常の利用権設定です。13件、21筆、合計31、415平方メートルです。資料の7ページが所有権移転です。1件1筆、合計233平方メートルです。資料の8ページが中間管理機構を使った利用権設定です。9件、15筆、合計19、378平方メートルです。全体の合計は23件、37筆、合計51、026平方メートルです。以上です。

議長（会長）            ありがとうございます。ただ今の説明についてご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします

小野澤委員            5ページの3番についてですが、この場所の周辺はリンゴの病気が出て全て伐採したと聞いています。ワイン用ブドウに切り替えたとも聞いています。場所周辺のイメージができないので確認をしたいと思います。

事務局                ○○にある農地です。今までもリンゴを栽培していましたが、以前まで耕作していた方ができなくなったということで○○さんが続けてリンゴを栽培するという事です。

小野澤委員            病気は発生していませんか。

局長                   ○○含めて、東御市で致命的な病気は発生していません。  
多少はあるとは思いますが、栽培は継続することが可能な状況です。問題はないと思います。

議長（会長）            他にございますが、ないようですので採決に入ります。第4号議案、農用地利用集積計画11月分について賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）            全員の賛成と認め、決定とします。佐藤委員お入りください。

（佐藤委員入室）

続きまして第6回農業経営改善計画認定審査会意見聴取について、今月は新規が2件です。事務局より説明をお願いします。

事務局                第6回農業経営改善計画認定審査会意見聴取について説明します。  
1件目は、○○さんです。農業経営体の営農活動の現状及び目標の営農類型は現状、目標ともに稲作です。農業経営の現状及びその改善に関する目標の年間所得について現状は○○円で目標は○○円で年間労働時間は現状1,800時間、目標は3,600時間となっています。主たる従事者は2人です。会社を退職し妻と2人で営農していきます。農業経営の規模拡大に関する現状及び目標の生産として、水稻は作付面積○○アールから○○アール、生産量として○○キログラムから○○キログラムに増やし

たいそうです。農用地及び農業生産施設ですが、農用地の経営面積〇〇アールから〇〇アールに規模拡大したいそうです。畑に関しては人に貸しているの、水田を増やしていきたいそうです。生産方式の合理化に関する現状と目標・措置ですが、現状は農業従事時間が取れなかったので規模拡大はしていませんでした。5年後までに水稻の圃場規模拡大を実施し、作付け面積を増やしていきたいそうです。農業協同組合や市へ農地斡旋の依頼、地域のリタイアしそうな農地を引き継ぐ等したいそうです。経営管理の合理化に関する現状と目標・措置ですが、現状は白色申告ですが複式簿記による青色申告をするようにしたいとのことです。農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置は、季節差は生じると思いますが、休日制度が実現できるように進めていきたいそうです。生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画は、コンバインを〇台増やしていくということです。

2件目は〇〇さんです。農業経営体の営農活動の現状及び目標の営農類型は現状、目標ともに稲作、雑穀、露地野菜です。農業経営の現状及びその改善に関する目標の年間所得については現状は〇〇円で目標は〇〇円です。年間労働時間は現状4,400時間、目標は2,400時間となっています。主たる従事者は1人です。現状は両親と3人ですが親が高齢ということできずれ1人になります。農業経営の規模拡大に関する現状及び目標の生産として、主な作物は、スイートコーン、ブロッコリー、多目品として白菜、キャベツ、ジャガイモです。それと水稻です。スイートコーンとブロッコリーを拡大して作付け面積を増やし、収入を確保していきたいそうです。農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業ですが太陽光発電です。現在旧豚舎の屋根に設置していて現状〇〇、目標は〇〇となっています。農用地及び農業生産施設ですが、現状、目標ともに〇〇アールです。農業生産施設に関しては、パイプハウス、肥舎、旧豚舎、太陽光となっています。パイプハウスは育苗用を増設したいとのことです。生産方式の合理化に関する現状と目標・措置ですが、現状は区画が小さく分散している状況で、隣接していても法面等があるので効率が悪く効率を上げるため少しずつでも集約化を図りたいとのことです。圃場改善を行える所は自己資金及び借入、補助金等を活用し、実施したいそうです。経営管理の合理化に関する現状と目標・措置ですが、現状は複式簿記による青色申告を実施していて後も引き続き実施していくとのことです。農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置は、現状不定休ですが、今後は休日制度を導入していけるよう臨時雇用者を確保し、ワークライフバランスを取りた

いそうです。農福連携による雇用も視野に入れるとのこと。その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置は機械等の設備が老朽化しているので制度資金や補助金等を活用し順次更新実施していきたいそうです。経営の構成は両親と3人です。雇用者は5人から9人に増やしたいそうです。生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画は、トラクターを更新し、野菜選別機を新規、育苗ビニールハウスを増設していきたいということです。

議長（会長）      ありがとうございます。担当委員からの説明ですが、2件目の説明は柳澤峰晴委員が欠席ですので事務局の説明とさせていただきます。それでは1件目の説明を青木委員より説明をお願いします。

青木委員           説明します。〇〇さんは会社を退職し時間ができたので規模を拡大して営農活動をしたいということです。〇〇は〇〇歳から歳が多く耕作をしていて限界がきているということで、農地を引き継ぎ荒らさないようにしたいと話していました。〇〇さんは後10年から15年はできるので、その後は希望すれば娘夫婦に譲りたいとも言っていました。意欲的な方なので頑張っしてほしいと思います。

議長（会長）      ありがとうございます。それでは質疑に入ります。1件目の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので、2件目のご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので第6回農業経営改善計画認定審査会を終了します。

以上をもちまして議事を終了します。慎重審議のご協力ありがとうございました

議事録署名人\_\_\_\_\_

(※直筆をお願いします)